

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月19日 11時55分ごろ
発生場所	山口県防府市三田尻中関港三田尻地区 三田尻中関港郷ヶ崎防波堤南灯台から真方位044° 1,030m 付近 (概位 北緯34° 01.9′ 東経131° 35.6′)
事故の概要	押船第十五豊栄丸は、はしけ豊隆と押船列を構成して後進中、また、作業船新生丸は、起重機船ニュー第3富士を横抱きして停留中、豊隆と新生丸とが衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十五豊栄丸、297トン 137023、有限会社豊栄海運（A社） B はしけ 豊隆、約2,574トン なし、A社 C 作業船 新生丸、16トン 270-47809 広島、山根建設有限会社（B社） D 起重機船 ニュー第3富士、約625トン なし、B社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	B 右舷船首部外板に擦過傷 C 左舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約118cm
事故の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、A船の船首部をB船の船尾凹部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、三田尻中関港三田尻地区で海砂約220m ³ を積載して、広島県尾道糸崎港に向けて出航していた。 B船の喫水は、船首及び船尾共に約6.0mであった。 A船押船列は、船長Aが、三田尻中関港三田尻第6号灯浮標（以下「6号灯浮標」という。）東側で停船していたC船及びD船の東方を航行しようとしたところ、前方に浅瀬があったので、行きあしを止め、引き返すつもりで後進中、B船の右舷船首部とC船の左舷船首部とが衝突した。

	<p>6号灯浮標の北方から南東方にかけての水域は、水深約5m以下の浅瀬が拡張している。</p> <p>C船は、C船の右舷側に6号灯浮標の交換作業の目的で作業員6人が乗ったD船を横抱きし、停留していた。</p> <p>C船及びD船は、船首を南方に向けて6号灯浮標の交換作業を行っていたところ、後進中のA船押船列と衝突した。</p> <p>本事故の発生は、6号灯浮標の交換作業の監督としてD船に乗船していた海上保安庁職員により目撃され、通報された。</p>
分析	<p>A船引船列は、後進中、停留中のC船に衝突したものと考えられるが、船長Aから十分な情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>C船は、D船を横抱きした状態で停留中、後進中のA船押船列と衝突したものと考えられるが、船長Cから十分な情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、三田尻中関港三田尻地区において、A船押船列が後進中、D船を横抱きにしたC船が停留中、B船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>